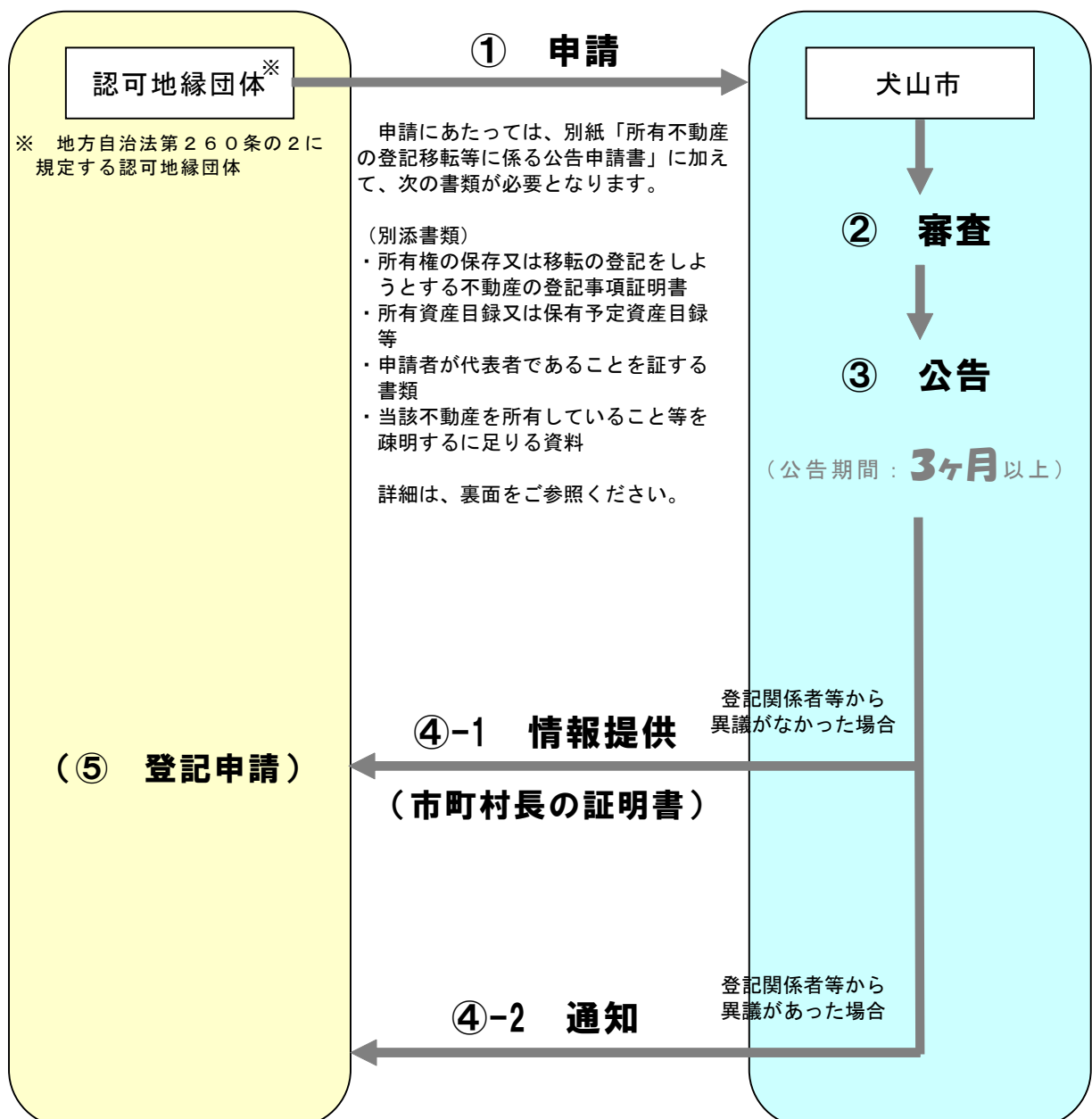


# 認可地縁団体が所有する 不動産に係る登記の特例について

地方自治法の改正により、認可地縁団体が所有する不動産のうち一定の要件を満たすものについて、市町村長が公告手続を経て証明書を発行することにより、認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記の申請をすることを可能とする特例が設けられました。（平成27年4月1日施行）

情報提供（市町村の証明書の発行）までの手続きの流れは、次のとおりです。



## 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例の申請にあたっては、次の書類が必要となります。

### 1. 「所有不動産の登記移転等に係る公告申請書」

別紙

### 2. 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書

登記事項証明書は、法務局で交付請求できます。（名古屋法務局春日井支局 TEL:0568-81-3210）

### 3. 所有資産目録又は保有予定資産目録等

地縁による団体の代表者が、団体認可の申請を行う際に提出したもの。

当該書面に申請不動産の記載がない場合には、申請不動産の所有に至った経緯等について記載した団体の総会議決資料 等

### 4. 申請者が代表者であることを証する書類

団体の総会議決資料、認可地縁団体資格証明書 等

### 5. 次に掲げる事項を疎明するに足りる資料

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。

認可地縁団体の事業報告書等、公共料金の支払領収書、閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本  
旧土地台帳の写し、固定資産税の納税証明書、固定資産課税台帳の記載事項証明書 等  
上記資料がない場合は、入手が困難な理由書に加えて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面

- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。

認可地縁団体の構成員名簿、市区町村が保有する地縁団体台帳、墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） 等  
上記資料がない場合は、入手が困難な理由書に加えて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面

- (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面

登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面  
申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面 等

※ 所在が判明している登記関係者から、あらかじめ特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望まれます。